

## 触媒装置欠品及び加工・規格外品での出品について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社ご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、一部の出品車において触媒装置を取り外した車輛や、加工・溶接等にて隠蔽された状態での出品事例が発生しております。

KCAAグループでは、トラブル防止の観点から下記のように特例措置として取り扱い致します。

敬具

### 記

\*触媒装置欠品・加工・規格外品付替え車輛は出品票注意事項へ「触媒装置欠品」の申告を要す。

\*加工・規格外品についても内容を明確に記載すること。「社外マフラー」のみの記載は不可とし、「触媒装置欠品」の記載を必要とする。

\*出品コーナーは原則、現状コーナーとし、応札保障は不可とする。(状態により事務局判断)

\*未申告クレームの受付期間はAA当日を含む6日間とする。

キャンセル時 出品料・成約料・落札料・陸送費は出品店負担

\*出品前点検が十分になされていない悪質車輛とし、別途ペナルティーを請求する場合がある。

\*内部抜き取りやパイプ加工等、故意に隠蔽していると事務局が判断した場合は上記のほか取引停止等の措置を講ずる。

\*KCAA部品欠品車輛の規定に追加措置として、2021年9月20日より運用。

以上